

平成27年2月23日

各県立学校長 様

高知県教育長

公立学校臨時的任用教職員の雇用期間等の変更について(通知)

公立学校臨時的任用教職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。）の雇用期間等について、平成27年度より下記のとおり変更するため、平成27年度当初予算（案）を平成27年2月高知県議会定例会に提案していますので、お知らせします。

記

1. 雇用期間について

(1) 変更の理由

年度末における指導要録の作成や入試関係業務等への対応のため

(2) 変更内容

	雇 用 期 間
現行（平成26年度）	4月2日から3月24日まで
変更案（平成27年度）	4月2日から3月26日まで (県立学校の期限付講師は、4月2日から3月30日まで)

*平成28年度からは、4月1日からの雇用が可能となるよう臨時的任用教職員に係る給与システムの改修経費を平成27年度当初予算（案）に計上しています。

2. 厚生年金保険及び健康保険の継続（扱い）について

平成26年7月4日付け総行公第59号・総務省自治行政局公務員部長通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」において、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格について、「有期の雇用契約又は任期が1日ないし数日の間を開けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要がある」との留意点が示されました。

このことを受けて、県教育委員会としては、平成27年度末より、次年度当初も期限付講師等として雇用されることが決定している場合には、厚生年金保険及び健康保険を継続（扱い）することとし、そのための経費を平成27年度当初予算（案）に計上しています。